

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の額 (注2)	署名日 署名地 (前記年月日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
リベリア	リベリア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000千円 -----	2020.8.6 アクラ（ガーナ）で （同日）	日本側 姫野勉在リベリア大使（ガーナにて兼轄） リベリア側 ジェネダイエーザ・A・クネデイ在ガーナ リベリア大使	2020.8.31 357号
リベリア	食糧援助に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000千円 -----	2020.8.6 アクラ（ガーナ）で （同日）	日本側 姫野勉在リベリア大使（ガーナにて兼轄） リベリア側 ジェネダイエーザ・A・クネデイ在ガーナ リベリア大使	2020.8.31 358号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。